

「熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(レジオネラ症防止条例)」の一部改正について

令和2年(2020年)3月23日

健康危機管理課

1 レジオネラ症防止条例の概要

レジオネラ症防止条例は、県内の旅館、公衆浴場、医療施設及び社会福祉施設等に設置されている入浴施設について、レジオネラ症の発生を防止するための衛生管理に必要な措置及び構造設備の基準並びにそれらの基準の実効性を担保するための手続を定めています。

＜レジオネラ症防止条例の特徴＞

- ◆ 旅館及び公衆浴場に限らず、高齢の方や病気などで抵抗力が落ちている方がレジオネラ症にかかりやすいことから、医療施設及び社会福祉施設等にもレジオネラ症の発生を防止するための衛生管理基準を遵守させることとしていること。
- ◆ 熊本県旅館業法施行条例及び熊本県公衆浴場基準条例からレジオネラ症の発生を防止するための衛生管理基準を抜き出し、旅館、公衆浴場、医療施設及び社会福祉施設等に共通するレジオネラ症の発生防止に特化した条例としたこと。

2 条例を一部改正した背景

- (1) 平成22年12月に児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、障害児通所支援として“**児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス**”が創設された。
- (2) 平成30年(2018年)6月に社会福祉法(昭和26年法律第45号)が改正され、“**生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業**”を行う施設(無料低額宿泊所)の設備及び運営に関する基準を、当該施設が所在する都道府県の条例(政令指定都市の場合は政令指定都市の条例)で定めることとされた。これを受け、「熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」を令和2年2月熊本県議会定例会で議決。
- (3) 令和元年(2019年)9月19日に、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知(生食発0919第8号)により、公衆浴場及び旅館業における衛生管理の指導に当たっての指針を定める「**公衆浴場における水質基準等に関する指針**」、「**公衆浴場における衛生等管理要領**」及び「**旅館業における衛生等管理要領**」が改正された。

3 条例改正の内容及び理由

- (1) レジオネラ症防止条例の対象となる社会福祉施設等に「**児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所又は施設**」及び「**生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設**」を追加する。

[理由]

- ・ **児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所又は施設**は、児童発達支援センター同様に、障害児の日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練を行う施設であり、その中には入浴施設を有する施設が含まれることから、当該施設をレジオネラ症防止条例の対象となる社会福祉施設等に追加する必要がある。

※ 平成 24 年 4 月の法施行に合わせ、“**児童発達支援センター**”のみレジオネラ症防止条例の対象に追加。

児童福祉法
第6条の2の2第2項～第4項
<p>○2 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、<u>児童発達支援センター</u>その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>○3 この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童につき、<u>医療型児童発達支援センター</u>又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。</p> <p>○4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に<u>児童発達支援センター</u>その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。</p>

- ・ 生計困難者のために、**無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設**は、設備の基準の1つとして入居定員に適した浴室（浴槽を含む。）を設けることとする予定であるため、レジオネラ症防止条例の対象となる社会福祉施設等に追加する必要がある。

(2) 「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」の改正を踏まえ、**衛生管理について必要な措置及び構造設備の基準の見直し**を行う。

【衛生管理について必要な基準の主な改正点】※（ ）内は規則で改正

○ **維持管理の措置の基準**

- ① 浴槽水中の遊離残留塩素濃度基準の見直し
(通常 0.2 mg～0.4 mg/L 程度 → 通常 0.4mg/L 程度)
- ② 循環式浴槽について、不要な配管の除去等の措置を行うことを追加
- ③ 循環式浴槽について、オーバーフロー水を入浴のために使用しないことを追加（現行条例と同様の例外規定を設ける予定）
- ④ 循環式浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させることを追加
- ⑤ シャワーに関する衛生管理を追加
 - 〔 ・シャワーは週1回以上通水
 - 〔 ・シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上の点検と年1回以上の洗浄、消毒〕
- ⑥ 水位計配管は、週1回以上の適切な消毒を行うことを追加

○ **構造設備の基準**

- ① 循環式浴槽のオーバーフロー水を入浴のために使用しない構造とすることを追加
- ② 水位計は、配管内を洗浄・消毒できる構造とすることを追加
- ③ 貯湯槽や配管内の浴槽水として利用される湯水を完全に排水できる構造とすることを追加
- ④ 洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度の調整に使用する調節箱は、清掃が行える構造とすることを追加

その他、国の衛生等管理要領等を踏まえ、所要の規定の整備を行う。

[理由]

近年の入浴施設における配管の複雑化や、貯湯槽、水位計、シャワー等レジオネラ属菌感染の原因となりやすい設備の設置等の状況を背景に、最新の知見に基づいて国の衛生等管理要領等が改正されており、これを踏まえてレジオネラ症防止条例の衛生管理に関する基準を見直す必要がある。

4 施行日

- (1) 「**児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所又は施設**」
 についての改正 → 令和2年(2020年)10月1日
 <理由> レジオネラ症防止条例の対象となる既存施設について、基準を周知する必要がある。
- (2) 「**生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設**」
 についての改正 → 令和2年(2020年)4月1日
 <理由> 「熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」において浴室に関する基準も設けることとしており、その施行期日に合わせて改正を行う。
- (3) **衛生管理について必要な基準の見直しに伴う改正** → 令和2年(2020年)10月1日
 <理由> 条例制定後の初めての基準改正であり、条例対象となっている既存施設に日常的に行っている衛生管理を見直していただいたり、新たな施設整備に準備段階から反映していただいたりする必要があるため、一定の周知期間を設ける。
- (4) **その他の規定の整理** → 公布の日
 <理由> 改元のため。

※ 既存施設の構造設備基準については、事業者には過度の負担を負わせることがないように、経過措置を設ける。

◆衛生管理について必要な新・旧基準の適用日及び経過措置の整理

対象施設	維持管理の措置及び新設の構造設備の基準		既存施設の構造設備の基準	
	旧基準	新基準	旧基準	新基準
現在の条例対象施設	～9月30日 (旧基準適用)	10月1日～	～9月30日 (旧基準適用)	10月1日～ 増設・改設が行われるときまで構造設備の基準は適用されない (増設・改設される場合、新基準適用)
無料低額宿泊所 ※条例施行日:4月1日	4月1日～9月30日 (旧基準適用)		4月1日～9月30日 増設・改設が行われるときまで構造設備の基準は適用されない (増設・改設される場合、旧基準適用)	
児童発達支援施設等 (児童発達支援センターを除く) ※条例施行日:10月1日	条例対象外		条例対象外	

経過措置

附則第2項

附則第3項